

三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県が交付する補助金等から暴力団等を排除し、補助事業等の適正な遂行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人、法人格を有しない団体及び個人をいう。

(2) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者及びその者に対し支配関係にある者

(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。

(5) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

(6) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係法人等をいう。

(7) 不当介入 補助事業者等が行う補助事業等の遂行に関する不当要求(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。)及び妨害(不法な行為等で、補助事業の遂行の障害となるものをいう。)をいう。

(県警本部への確認に伴う対応)

第3条 三重県知事(以下「知事」という。)は、必要に応じ、法人等又はその役員等が別表に掲げる一に該当する者か否かを三重県警察本部(以下「県警本部」という。)に対して確認を行うことができる。

2 知事は、前項の確認の結果、当該法人等又はその役員等が別表に掲げる一に該当する者と確認されたときは、第5条及び第7条により必要な対応を行うものとする。

(県警本部からの通報に伴う対応)

第4条 知事は、県警本部から法人等又はその役員等が別表に掲げる一に該当する者として通報があつたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補助金等の不交付)

第5条 知事は、補助金等の交付の申請を行った法人等又はその役員等が、別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、補助金等の交付の決定を行わないことができる。

(交付決定の条件)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定を行う場合には、第7条及び第8条に基づく措置に関し条件を付することができる。

(交付決定の取消)

第 7 条 知事は、補助事業者等が別表に掲げる一に該当する者と確認されたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の交付の決定の取消に係る手続きは、規則に定めるところによる。

(不当介入に対する措置)

第 8 条 知事は、補助事業者等に対し、補助事業の遂行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときは、知事に報告を行うとともに、警察に通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うことを義務付けなければならない。

2 知事は、補助事業者等が前項の知事への報告又は警察への通報を怠ったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合における取消の手続きについては、前条第 2 項を準用する。

3 知事は、補助事業者等が不当介入を受けたことを理由に補助事業等の期間の延長等の措置を行うときは、県警本部との協議内容を踏まえ、適切な措置を行うものとする。

(情報管理)

第 9 条 この要綱による事務に関し知り得た情報については、情報の漏洩防止に努めるとともに、適正に管理しなければならない。

(警察等関係機関との連携)

第 10 条 この要綱に基づく措置を行う場合の具体的な手続きについては、三重県総務部長と県警本部刑事部長との間で別に定める。

(その他)

第 11 条 補助金等からの暴力団等の排除に必要な事項については、この要綱に定めるものの他、別に定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条・第 4 条・第 5 条・第 7 条関係)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合2 法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合3 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合4 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合 (密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど の交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年 1 回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)5 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合 (社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)6 法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合 |
|---|